委員	意見・質問	事務局より
静岡産業大学経営学部 教授 小泉 祐一郎	<ul> <li>・特定空家について、空家法によらない区画整理の方法で問題が解決されたことは、市行政の創意工夫と関係者の連携の成果であり、高く評価できる。</li> <li>・草木の問題について、文書指導による解決がされており、周辺に大きな問題とならないように対処されていることはすばらしいと思われる。</li> <li>・空き家の増加は社会現象であり、これを阻止することはできないが、問題となる管理不十分な空き家を減らしていくことが重要であると考える。</li> </ul>	・引き続き、周辺に大きな問題とならないよう、文書指導等により対処し、管理不十
裾野市区長連合会会長 三明 正明	・本村下区には1軒の空き家(今年草木を除却して頂いた)があるが、区の外れにあるため気が付かなかった。 ・区長にも、所有者に対し草刈りや他の要請をした事を教えて欲しい。また、所有者が空き家を将来どのようにするか聞くか、アンケートをとってほしい。	・指導文書を送付した際の区長への連絡については、対応を検討いたします。 ・不定期に所有者アンケートを実施し、所有者の意向を把握するよう努めております。所有者の意向把握、市の空き家対策への活用のため、不定期ではありますが、今後も所有者アンケートを実施したいと考えています。
静岡県くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課長 鈴木 雅弘	・空き家に関する区調査により、市内の空き家は前年度より6戸増加の338戸となっているが、(除却や活用等により)解消された空き家戸数についても数字で示した方が良いのでは。	・今後の調査結果は、全体の空き家数のみでなく、解消された空き家数等について も、必要に応じて別で数字を示します。
一般社団法人 静岡県司法書士会 滝 基樹	・資料7「空き家の相談・指導状況」、4.四半期パトロールに欄につき、「所有者不明等により指導先がないことが理由で解決されないものが多い」と記載がありますが、どのような理由で所有者が不明なのでしょうか。 ・相続人全員が相続放棄していて相続人がいないといった状況でしょうか。	・ご見解のとおり相続人全員が相続を放棄している場合もあれば、海外渡航後所在不 明である場合等があります。
公益社団法人静岡県 宅地建物取引業協会 鈴木 一史	・実際に所有者(相続人)でも空き家に対する不安等をお持ちの方は、行政等へ相談し、処分など対応をされているようですが、関心のない所有者には今まで以上に空き家に対するリスクの認識をお伝えし、近隣トラブルなどを減らすことが重要だと思います。 ・空き家指導の8件中7件解決は、区長様、市役所の方のご対応の成果だと思います。	・毎年、啓発の冊子は送付していますが、内容を改めて確認するなど、より空き家の リスクについて理解してもらえるように努めます。
公益社団法人 静岡県建築士会 村松 昭規	<ul><li>・市内の空き家の増加がみられるがこれからも適切に対応してください。</li><li>・その他特にありません。</li></ul>	・引き続き文書指導等により空き家問題の解決に努めます。
	・特にありませんが、裾野市長からの法第14条に規定する特定空家等に対する措置による草木の伐採の指導の成果(資料7)がある一方、未対応の件数も多いと感じます。未対応者の個々の事情もあるかと思いますが、根気強く再指導をするしかないので、まちづくり課職員もご苦労されていると改めて思いました。	